

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 実施方針 質問回答

No	頁	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	5	(8)	(4)	キ				修繕業務について	陸上競技場の公認更新時に陸連からの指導により、改修の指示があった場合の費用については、市の負担での改修業務としての認識でよろしいでしょうか？	市と費用負担について協議の上、事業者にて実施してもらおうとします。
2	5	(10)						付帯施設(付帯事業)について	付帯事業については、独立採算で整備した場合、収入を得ない事業でも提案可能でしょうか？(利用者の利便性向上につながるもの)	付帯施設の整備及び維持管理・運営を独立採算(事業者の費用負担)で実施する場合は可能です。なお、付帯施設の設置範囲に応じた本市への使用料の支払いが必要です。
3	5	(10)						付帯施設(付帯事業)について	付帯事業については、クラブハウスまたは観客席棟に合築し、事業を行うことは可能との認識でよろしいでしょうか？	合築での提案は認めません。 ただし、設置管理許可期間終了時に付帯施設のみ解体・撤去できる形であれば提案は可能とします。
4	8	(14)						減免措置	表の減免対象事業4. 心身障害者が個人で使用するとき及び心身障害者を主体とする団体、とありますが、主体とは団体構成員の内訳何%以上になりますでしょうか。	那珂川市立学校・社会体育施設等使用に関する条例施行規則にのっとり、団体からの申請をもとに判断します。構成員の何%以上という規定はありません。
5	4	1	(1)					7.土地の取得に関する事項	未買収用地の建設工事費用は1期・2期工事とは別時期の分割工事として工事費用を計上すると考えてよろしいでしょうか	提案段階では、未買収用地の建設工事費用も提案内容に応じて、1期もしくは2期に計上ください。
6	7	(11)	(3)					利用料金等収入の還元	本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を提案により市民に還元する点は理解したが、その利益に対する原価について、稼働が上がった結果修繕積立金等を積んだうえでの残余の利益という認識でよいでしょうか。	収益還元の考え方及び還元方法については、事業者の提案によるものとします。
7	7	(11)	(3)					利用料金等収入の還元	本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合、一部を還元とありますが、「提案時想定を大きく上回る」「当初期待した以上」の具体的な数字(●%以上等)又は目安をお示しください。	目安は示しません。 収益還元の考え方及び還元方法については、事業者の提案によるものとします。
8	8	(13)						光熱水費の負担	著しく実態と異なる場合は、光熱水費の見直しに関する協議を申し込むことができますとあるが、著しい変動とはどの程度か。事業者の提案を100とした場合の乖離値をお示し願います。	事象に応じ、協議によるものとします。
9	8							減免措置	事業計画の参考にしたいので、那珂川市 市民体育館の過去の減免実績を開示願います。	令和6年度市民体育館利用料金収入(減免後)＝約997千円 令和6年度市民体育館減免額＝約1,176千円 なお、市民体育館の利用方法として、年間利用、定期利用、一般先着利用、個人利用があります。 利用形態は下記のとおりであり、一般先着利用と個人利用は減免算出方法が複雑であるため、上記金額は、年間利用と定期利用のみの収入・減免額である。 (年間利用)利用の前年度に調整を行う大会やイベント等。基本的には全団体減免で、年間に1～2件減免なしのものがある。 (定期利用)年間を通して定期的に利用する。全団体減免。 (一般先着利用)年間利用と定期利用以外の空き枠について、1か月前から先着予約となる。市スポーツ協会、児童を対象とする社会教育関係団体、その他市登録団体は減免、市外者は10割増しの料金となる。 (個人利用)当日、空き枠があれば利用可能となる。減免はなく、市外者は10割増しの料金となる。

10	10	1	(1)					15.事業スケジュール(予定)	1期工事における設計・建設期間、開園準備期間と運営開始日がすべて令和10年3月となっており、開園準備業務報告書の業務終了後1か月以内に市に提出することの整合性が不明瞭と思われます。運営開始日はいつに設定されていますでしょうか。	運営開始日は令和10年3月中を想定しています。詳細は事業者の提案によるものと思いますが、運営開始日は遵守してください。
11	10	1	(1)					15.事業スケジュール(予定)	既設弓道場は新設弓道場が新築され使用できる状態での解体となると考えてよろしいでしょうか。また2期工事期間の途中で使用弓道場を変更して頂くと考えてよろしいでしょうか。	【前段】事業者の提案によるものとします。ただし、可能な限り既存弓道場は継続的に利用できるよう留意し、解体時期については市と協議・調整のうえ決定することとしてください。 【後段】提案内容に応じ、利用者等と調整する想定です。
12	38	(19)						環境問題	事業者側のリスクとなっているが、地盤沈下の原因として造成・地盤改良の及ばない深層に原因がある場合は市側のリスクではないでしょうか。	事象に応じ、協議によるものとします。